

「消費者と気候変動問題」コンセンサス文書の発表

2010年3月6日(土)にグリーンエネルギー購入推進協議会(※1)が主催いたしました「気候変動と消費者ワークショップ『低炭素社会のコストは、負担か、責任か、未来への投資か?』」において、消費者団体や有識者とともに「消費者と気候変動問題」コンセンサス文書を作成いたしました。

ワークショップでは、自由で活発な議論を目指し、チャタムハウスルール(※2)に則り、原則として非公開で運営を行いました。

当日の議論とその後のやり取りによりまとめあげたコンセンサス文書について、以下公表いたします。

記

気候変動と消費者ワークショップ「低炭素社会のコストは、負担か、責任か、未来への投資か?」開催概要

- 日時:平成 22 年 3 月 6 日(木) 13:15 ~ 16:30
- 場所:ベルサール九段 ルーム 2

【問い合わせ先】

グリーンエネルギー購入フォーラム事務局(ISEP 内)山下・澤木
TEL 03-5318-3331 Eメール:info@gepforum.jp

「消費者と気候変動問題」 コンセンサス文書

1. 背景

COP15 を終え、条件付きではあるが、「2020 年までに温室効果ガス排出 25%削減(1990 年比)」を表明した日本では、この目標を達成するための国内対策が必要です。しかし、「25%削減」と「自然エネルギーの全量全種類固定価格買取制度」を掲げる鳩山新政権に対して、「負担」の大きさを問う声があります。

地球温暖化対策と自然エネルギー普及について議論をするためには、まず、その「負担」が何を意味するか、その内容と論拠を十分にかつ定量的に提示し、幅広く客観的で建設的な議論形成に寄与する責務を自覚する必要があります。

そして、この議論形成においては、国や事業者の責務とあわせて、私たち消費者も、「負担」なのか、「責任」なのか、「未来への投資」なのか、という側面から本問題を受け止める必要があります。

本文書は、「消費者と気候変動問題」について消費者関係団体を中心に議論を行い、一定のコンセンサスを得たものであります。

2. 消費者の「8つの権利」と「5つの責任」(国際消費者憲章より抜粋)

消費者は、基本的な権利とともに責任を負っています。消費者にとって気候変動問題は、これらすべての視点に関わる重要な問題です。

消費者の権利	消費者の責任
生活の基本的ニーズが保障される権利	【批判的意識】 商品やサービスの用途、価格、質に対し、敏感で問題意識を持つ消費者になる責任
安全である権利	【自己主張と行動】 自己主張し公正な取引を得られるよう行動する責任
知る権利	【社会的関心】 自らの消費行動が他人へ与える影響、とりわけ弱者に及ぼす影響を自覚する責任
選ぶ権利	【環境への自覚】 自らの消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任
意見を述べる権利	【連帯】 消費者の利益を擁護し促進するため消費者として団結し連帯する責任
保障を受ける権利	
消費者教育を受ける権利	
健全な環境の中で働き生活する権利	

3. 気候変動問題への認識

気候変動問題は、現実の環境リスクとして科学的なコンセンサスがあり、とくに産業革命以後の化石燃料に依存する人類文明が主要な原因であることは、消費者も共有すべき基本的な共通認識です。

消費者は気候変動問題を引き起こした責任の一端を有すると同時に、その影響による生活の基本的なニーズを脅かされるリスクがあります。しかも、日本を含む先進国の消費者が歴史的に見て責任の多くを負い、途上国と将来世代の消費者にリスクを負わせるであろうという不衡平な構図があります。

気候変動問題は、化石燃料の消費を起源とする大気中の温室効果ガス濃度の増加に原因があり、水・食糧・住環境といった持続可能でなければならない消費者の毎日の暮らしの基本的ニーズに直接、影響を与えます。毎日の暮らしの基本的ニーズの充足は持続可能でなければなりません。

4. 消費者が持つべき視点

こうした気候変動問題と文明の発展の対立は、全人類の未来像を基本とした総合的な視野に立って処理することが必要です。消費者は気候変動問題を引き起こした責任と自らの基本的なニーズを脅かされるリスクを認識し、先進国の政府、事業者だけでなく、自らもその責任を優先して考える必要があります。

したがって、低炭素社会に向けて社会構造やエネルギー利用構造を変えてゆくために必要なコストは、消費者も負うべき責任があります。ただし、事業者や政府等、他の主な当事者と透明・公正・公平な負担と責任の分担が必要です。同時に、次の世代に亘って生活を持続させていく消費者としては、このことが将来世代の持続可能な生活基盤づくりにもつながるという視点を持つことが求められます。

5. 消費者（関連団体）が果たすべき役割と働きかけ

消費者は、気候変動問題を人類が引き起こした問題と捉え、責任ある地球市民として低炭素社会への変革を担ってゆく役割を有し、率先した行動に努めるべきです。具体的には、気候変動問題に率先して取り組む企業やその製品・サービス・エネルギーについての十分な情報の開示を求め、適切にそれらを選択し、それらの普及を促すことです。

そのため、私たち消費者を支援する関連団体は、消費者の理解を助け、行動を促す責務を果たし、また、事業者や政府が適切な役割を果たすよう評価し、働きかけてゆくことで、持続可能な社会の構築に貢献してゆく所存です。

平成 22 年 3 月 6 日

「気候変動と消費者ワークショップ」に参加した消費者関連団体及び参加者有志一同（50 音順）

- ・ グリーン購入ネットワーク
- ・ 大地を守る会
- ・ 生活クラブ生活協同組合・東京
- ・ 社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
- ・ 北海道生活クラブ生活協同組合
- ・ 飯田哲也
- ・ 江原幸雄
- ・ 笹田政克
- ・ 佐和隆光
- ・ 田中信一郎
- ・ 二村伸
- ・ 伴金美

以上

(※1)グリーンエネルギー購入推進協議会(GEP協議会)とは

地球温暖化対策の有効な手段としてエネルギーのグリーン購入の推進に賛同し、かつ、自らもエネルギーのグリーン購入に向けた取り組みを目指していくという共通の“志”を持った地方自治体、NPO、事業者による全国的なネットワークである「グリーンエネルギー購入フォーラム(GEPフォーラム)」を立ち上げました。GEP協議会はその運営を行っています。

■エネルギーのグリーン購入とは

そもそもグリーン購入は、購入時に環境に配慮し、消費者が選択して購入することです。

電気や熱、燃料といったエネルギーの購入の際にもCO₂やグリーンエネルギーといった観点から検討し、選択することが「エネルギーのグリーン購入」です。

※グリーンエネルギーとは、太陽光や風力などの再生可能エネルギーにより作られた電力、熱及び燃料等です。



URL www.gepforum.jp/ グリーンエネルギー購入フォーラム

(※2)チャタムハウスルールについて

「チャタムハウスルールのもとで行われる会議の全体または一部について、参加者は知り得た情報を自由に使用してよい。ただし発言者や参加者の個人や所属が特定できないようにする場合に限る。」

- ・会議において、参加の開放性と情報共有を促すためのルールであり、英王立国際問題研究所(チャタムハウス)が定めたものである。
- ・会議について周知する際に会議の参加者については公表が必要な場合もある。ただし、誰が何を述べたのかについては、明示的にも暗示的にも特定できないようにすべきである。
- ・自身の発言については、その配布を制限するものではない。
- ・参加者のリストは、会議当日の参加者を超えては配布しない。

英王立国際問題研究所(チャタムハウス)ウェブサイトより抜粋(事務局訳)

<http://www.chathamhouse.org.uk/about/chathamhouserule/>